

鈴鹿市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成に向けた施策を総合的に推進し、もって市民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在している者をいう。
- (5) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等が置かれている状況についての無理解、配慮に欠ける言動、偏見、^{ひぼう}誹謗中傷等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済的な損失その他の被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等は、個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援が途切れることなく提供されるよう行われなければならない。
- 4 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害することのないよう行われるとともに、二次被害及び再被害（犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び危害を加えられることをいう。）が生じることのないよう十分配慮して行

われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、三重県その他の地方公共団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に係るもの（第7条第1項において「関係機関等」という。）と連携し、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その雇用する犯罪被害者等の就労及び勤務について十分配慮するよう努めるものとする。

(相談、情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を図るものとする。

2 市は、前項の規定による相談、情報の提供等を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(経済的負担の軽減)

第8条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、必要な支援を行うものとする。

(日常生活の支援)

第9条 市は、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を営むことができるよう、育児、介護その他の日常生活に必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第10条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅（鈴鹿市市営住宅条例（平成9年鈴鹿市条例第43号）第2条第1号に規定する市営住宅をいう。）への入居における特別の配慮その他の必要な支援を行うものとする。

（雇用の安定）

第11条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について事業者の理解を深めるとともに、犯罪被害者等を支えるための職場環境の整備等が促進されるよう必要な支援を行うものとする。

（市民等の理解の増進）

第12条 市は、犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性及び二次被害が生じることのないよう配慮することの重要性について市民等の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

（人材の育成）

第13条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講じるものとする。

（民間支援団体に対する支援）

第14条 市は、民間支援団体に対し、その活動の促進を図るため、犯罪被害者等の支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な支援を行うものとする。

（個人情報の適切な管理）

第15条 市は、個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

（委任）

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。